

# 信託業法の政省令の概要

## 1 信託業の参入基準

- (1) 免許／登録
  - 運用型信託会社⇒免許制（法3条）
  - 管理型信託会社⇒登録制・3年毎に更新（法7条1～4項）
- (2) 免許、登録申請書添付書類（法4条1・2項、法8条1・2項、府令5条2項、13条）
- (3) 業務方法書記載事項（府令6条、14条）
- (4) 免許審査基準
  - ①定款等の適法性（法5条1項1号）
  - ②信託業務を遂行するに足る財産的基礎（法5条1項2号、府令7条1・2号）
    - ア 資本の額及び純資産額が最低資本金を上回っていること
    - イ 純資産額が営業開始後3営業年度を通じて最低資本金を上回ると見込まれること
  - ③信託業務を的確に遂行しうる知識及び経験、社会的信用を有する人的基礎（法5条1項2号、府令7条3・4号）
    - ア 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び閲覧に関し業務執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること
    - イ 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、十分な業務遂行能力を備えていると認められること
- (5) 免許／登録拒否事由（法5条2項、10条）
  - ①株式会社でない者（法5条2項1号）
  - ②最低資本金に満たない株式会社（法5条2項2号）
    - 運用型信託会社⇒1億円（政令3条）
    - 管理型信託会社⇒5000万円（政令8条）
  - ③法律違反及び罰金刑に処せられ5年を経過しない株式会社（法5条2項6号、政令4条）
    - ⇒該当法令：
      - 信託業法、兼営法、著作権管理事業法ほか
      - 証券取引法その他の金融取引関連法、特許法その他の知的財産権関連法

## 2. 業務のあり方

- (1) 運用型信託会社の資本減少の認可（法6条、府令11条）
- (2) 運用型信託会社の業務方法書の変更認可（法13条、府令24条）
- (3) 取締役の兼職の制限（法16条、府令26条）

### 3. 業務範囲

#### (1) 兼業承認手続

基本は信託専業。信託業務に支障を及ぼすおそれがない業務であって信託業務と関連する個別承認を受けた業務に限り兼業可能（法21条2項）。

⇒兼業審査基準（府令28条）

- ① 兼業業務が次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - ア 人員配置等兼業業務の執行体制の状況に照らして、兼業業務が信託業務に付随するものとなっていること（既に兼業業務を営む会社が信託業務を開始する場合には、信託業務の開始後合理的期間内に付随するものになると見込まれること。）。
  - イ 兼業業務の部門と信託業務の部門が明確に分離されていること。
  - ウ 兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること。
  - エ 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること。
  - オ 兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること。
- ② 信託業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験と兼業業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験の共通性その他の業務の内容及び方法を勘案して、兼業業務が信託業務に関連するものであると認められること。

#### (2) 信託業務の委託

信託会社は、一定の要件のもとに信託業務の一部を委託することができる（法22・23条、府令29条）。

- ① 信託契約に委託内容及び委託先を明記すること。
- ② 委託先が業務を的確に遂行できる者であること。
- ③ 業務委託契約において下記条件が規定されていること。
  - ア 委託先の分別管理義務
  - イ 委託先による業務の再委託の禁止（信託会社の同意を得た場合を除く。）
  - ウ 財産管理状況等についての委託先の説明義務
  - エ 財産管理状況等に関する書類の委託先の備置義務及び信託会社による閲覧請求権

#### 4. 行為準則等

- (1) 営業保証金の供託（法 11 条、政令 9 条）  
運用型信託会社⇒2500 万円  
管理型信託会社⇒1000 万円
- (2) 販売・勧誘ルール
  - ① 信託引受けに係る行為準則（法 24 条、府令 30 条）
  - ② 信託契約の内容を説明する義務（法 25 条）  
⇒説明義務が免除される場合（府令 31 条）
  - ③ 信託契約締結時の書面交付義務（法 26 条、府令 32 条）  
⇒書面交付義務が免除される場合（府令 33 条）
  - ④ 信託財産状況報告書の交付（法 27 条、府令 37 条）  
⇒書面交付義務が免除される場合（府令 38 条）
- (3) 受託者責任
  - ① 善管注意義務及び忠実義務（法 28 条 1、2 項）
  - ② 信託財産と固有財産の分別管理義務（法 28 条 3 項、府令 39 条）
  - ③ 内部管理に関する適正な業務執行体制の整備（法 28 条 3 項、府令 40 条）
  - ④ 信託財産に係る行為準則（法 29 条、府令 41 条）
- (4) 経理  
業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧（法 34 条、府令 43 条）

#### 5. 監督

- ① 合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡の認可申請手続（法 36～39 条、府令 44～47 条）。
- ② 内閣総理大臣へ届け出なければならない事項（法 41 条、府令 48・49 条）
- ③ 廃業等の公告（法 41 条、府令 50・51 条）
- ④ 監督権限の委任（法 107 条、政令 24～29 条）

#### 6. 主要株主

主要株主の届出書の記載事項及び添付書類（法 17 条、府令 27 条）

#### 7. 特定の信託についての特例

- (1) グループ企業内の信託（法 51 条、府令 52 条）
- (2) 承認 T L O（Technology Licensing Organization：技術移転機関）（法 52 条、

府令 53 条)

## **8. 信託サービスの利用者の窓口の拡大**

### (1) 信託契約代理店の創設

- ① 信託会社に所属し信託契約締結の媒介又は代理（法 67 条）
- ② 登録制（法人、個人ともに可能）（法 68 条以下、府令 69～75 条）
- ③ 販売・勧誘ルール（法 74～76 条、府令 76～78 条）

### (2) 信託受益権販売業者の創設

- ① 信託受益権の販売又はその代理・媒介（法 2 条 10 号）
- ② 登録制（3 年毎更新。法人、個人ともに可能）（法 86 条以下、府令 81～85 条）
- ③ 営業保証金制度（法 91 条、政令 19～22 条、府令 87～93 条）  
⇒1000 万円（政令 19 条）
- ④ 販売・勧誘ルール（法 94～96 条、府令 94～99 条）

### (3) 外国信託会社

- ① 外国信託会社が免許、登録を受けて国内の支店で信託業を営める制度を整備（法 53・54 条）

#### ア 最低資本金の額

運用型外国信託会社⇒1 億円に相当する金額（政令 15 条）。

管理型外国信託会社⇒5000 万円に相当する金額（政令 16 条）

#### イ 免許・登録申請書の添付書類（法 53 条 3 項、54 条 4 項、府令 54・58 条）

#### ウ 審査基準は、信託会社の規定を準用（府令 55 条）。

#### エ 損失準備金の率（法 55 条 1 項、府令 60 条）

#### オ 届出事項（法 57 条 3 項、府令 63 条）

## **9. その他**

- (1) 指図権者の忠実義務及び行為準則を規定（法 65、66 条、府令 68 条）。
- (2) 兼営法施行令及び施行規則を整備

## **10. 施行時期**

公布後 6 ヶ月以内の政令で定める日（法附則 1 条）

⇒平成 16 年内施行を視野に準備中。